技術十CPD登録証明書

正会員・非会員に関わらず申請に応じた期間の「技術士 CPD 登録証明書」を発行 します。発行にあたっての手続き等は次のとおりです。

- ① 登録証明の対象期間は、過去5年分までとする。
- ② 証明書の発行は、WEB 登録された CPD 記録を基本とする。
- ③ 証明書は、対象期間の CPD 時間の合計、並びにその内訳の課題毎の CPD 時 間の合計及び実施形態毎の CPD 時間の合計を記載する。
- ④ 証明書の発行は、日本技術士会ホームページからの WEB 申請により発行する。
- ⑤ CPD 登録実績が WEB 登録でない場合は、登録証明書を発行しない。
- ⑥ 記録内容は「CPD の実施形態と時間重み帰依数 (CPDWF) 及び CPD 時間の 関係」に基づくものとする。
- ⑦ 記録内容の審査のために、依頼から発行までに2週間程度必要である。ただし、 審査での質疑応答及び修正時間は含まない。
- ●発行にあたっては、CPD 記録の内容審査を行います。

■ 技術士CPD認定会員制度

日本技術十会は、CPD 制度の推進のため、平成 18年3月から技術十CPD 認定 会員制度を発足させました。

本制度は、日本技術士会正会員(技術士)が一定以上の継続研鑚を重ねているこ とを証明し、社会的に活用されることを目的として、正会員本人からの申請により、 公益社団法人日本技術士会 CPD 認定会員であることを認定するものです。認定 の証しとして認定会員証(文書とカード)を交付し、日本技術士会 HP の「CPD 認定 会員一覧 コーナーにおいて氏名等が公表されます。また、WEB 会員名簿で CPD 認定会員であることを表示します。なお、認定の有効期間を3年間とし、引続き認定 を求める場合は更新申請が必要となります。

CPD 認定会員の条件は次のとおりです。

- ① 正会員で会費が未納でないこと
- ② CPD 実績の登録は、WEB 登録とし、原則 CPD 実施後3ヵ月以内に登録すること
- ③ 申請時点で以下の条件をすべて満足していること
- ・過去3年度間で150 CPD 時間以上の実績があること
- ・過去3年度間において、各年度30 CPD 時間以上の実績があること
- ・過去3年度間において、少なくともA一般共通課題が2項目、B技術課題が1項目の実績があること
- ・過去3年度間において、実施形態の10形態のうち、少なくとも3形態の実績があること
- ・記録内容が、「CPD の実施形態と時間重み係数(CPDWF)及び CPD 時間の関係 |に基づいていること
- 認定会員の認定申請(新規・更新)にあたっては、上記③が満たされているか、CPD 記録の内容審査を行います。
- なお、年1回、認定会員の中から無作為に抽出し、上記③が満たされているか、CPD 記録の内容審査を行います。

■技術士CPDの登録·証明書の発行等の手数料

項目		区分	手 数 料
	WEB 登録	正会員	無料
技術士 CPD 登録		非会員	8,000円/年度 (パスワードの再発行は無料)
X侧工 GPD 豆啉	文書登録	正会員	1,000円/年度
		非会員	10,000円/年度
ODD ※独訂四妻(MFD ※独)		正会員	1,000円/部 注1)
UPD 豆球证明音(W	CPD 登録証明書(WEB 登録)		5,000円/部 注2)
CPD 認定会員(WE	B 登録)	正会員	3,000円/回

注1) CPD記録シートを添付する場合は合計1,500円/部 注2) CPD記録シートを添付する場合は合計7,000円/部



技術士 CPD ガイドライン(第3版) 詳しくは下記ホームページをご覧下さい

日本技術士会 CPD ホームページ http://www.engineer.or.jp/sub05/



〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館

TEL.03-3459-1331 FAX.03-3459-1338

見本

対象期間: 合計CPD時間: 課題別CPD時間

技術士 CPD 登録証明書

***** 公益社団法人日本技術士会 会長 〇〇 〇〇

技術士 CPD 登録証明書の見本

IPEJ CPD認定会員証 No. A0000000

名日本 未来

入会日 2011年04月01日

有効期限 2014年03月31日

上記の者は技術士法により文部科学省に登録された技術士であって 本会CPD認定会員であることを証明します

CPD 認定会員証(カード)の見本

登録番号 第0000号 技術部門 原子力·放射線部門 総合技術監理部門 環境部門 電気電子部門 認 定 日 2011年04月01日

団法人 日本技術士会

技術士 太郎

2010年4月 ~ 2013年3月 177.5 CPD時間

技術士CPDガイドライン第3版

「技術士の資質の向上」を目指した Continuing Professional Development

技術量CPD

平成 29 年4月1日から 技術士 CPD ガイドライン(第3版)が適用になります!

ました。これを受けて、日本技術士会では、平成14年度から「技術士CPD(継続研鑚)」を推進しています。近年、技術士 CPDが対外的に評価を受ける機会が増えています。そのため、日本技術士会では、技術士CPDの信頼性の確保とCPD 登録実績記録に基づく技術士CPD登録証明書の質を担保するため、「技術士CPDガイドライン」を策定しています。 この度、技術士CPDの信頼性の向上を図るとともに、より多くの技術士が技術士CPD登録に参加できるように技術士 CPDガイドラインの改定を行いました。改定された技術士CPDガイドライン(第3版)は平成29年4月1日以降の登録に 適用されます。今回の改定の趣旨をご理解いただき、多くの技術士が研鑚に励まれ、ガイドラインに基づいた技術士CPD 登録をされることを期待しています。

今回の主な見直し

- * 技術士会が認定するeラーニングの履修を、CPD時間10時間を上限に自己学習の別枠として
- * 技術士の「Pe-CPD」に収録されている講演会等を活用して地域本部等が開催する講演会等を、 講習会への参加(実施形態1)として認める。
- * 時間重み係数を論文口頭発表は3から5に、大学・学協会等の研修講師は2から3とする。
- * 多様な自己学習他の内容を具体的に明示し、時間重み係数を1から0.5とする。
- * その他「技術士CPDの実施形態と時間重み係数及びCPD時間の関係」を改定する。

CPD記録の登録にあたっては、必ず「技術士CPDガイドライン(第3版)」(平成29年4月)をご覧いただき、簡潔に分かり 易い内容で登録してください。特に、CPD記録は、業務や活動記録を登録するものではない点を念頭に、技術士CPDと してふさわしい内容のCPD登録が、技術士CPD制度の社会的信頼を高める第一歩であることをご理解のうえ、継続研鑚に 励み、CPD登録をお願いします。

技術士 CPD(継続研鑽)制度

平成 13 年より、技術士の資質向上を図るため CPD の実施が技術士の責務として位置づけられています。

CPDの目的

技術士は、高等の専門的応用能力を有した技術者として、次 のような視点を重視した CPD に努めることが必要です。

- ① 技術者倫理の徹底
- ② 科学技術の進歩への関与
- ③ 社会環境変化への対応
- ④ 技術者としての判断力の向上

CPD時間の目標

- 目標として年平均50CPD 時間、3年間に150CPD時間 のCPD実施が望まれます。
- CPD時間は、CPDに実際に要した時間に、CPDの内容を 勘案した時間重み係数(CPDWF)を考慮します。 (CPD時間=実時間×CPDWF)
- APEC エンジニアは更新期間の5年間に250CPD時間 が必要です。
- CPD認定会員は、直近の3年間で150CPD時間以上登 録していることが必要です。

■ CPDの課題及び実施形態

技術士には、CPD の目的に適したものを自主的に選択して 実行することが求められます。自分の置かれている立場を考 慮して、CPD 課題と CPD 実施形態をバランス良く実施する とともに、計画的な実施を心掛けてください。CPD の課題と 実形態については、「CPD の課題区分と項目 | 「CPD の実施 形態と時間重み係数及び CPD 時間の関係 | の表をご参照く ださい。

■ CPDの記録・登録

- CPD 記録の登録は、日本技術士会のホームページから WEBで随時登録(入力)ができます。
- ID · PW を取得してください。日本技術士会会員の方は、 会員 ID · PW を使用してください。
- 未入会の技術士の方は、手数料がかかります。
- 文書登録の手続きについては、日本技術士会ホームページ をご覧ください。(可能な限りWEB登録をお願いします)

■ CPDの課題区分と項目

課題区分	課題項目	内容
	1.倫理	倫理規程、職業倫理、技術倫理、技術者倫理 (技術の人類社会に与える長期的・短期的影響の評価を含む技術士に課せられた公益性確保の責務等)
	2.環境	地球環境、環境アセスメント、地域環境、自然破壊等の環境課題の解決方法等
	3.安全	安全基準、防災基準、危機管理、化学物質の毒性、製造物責任法(PL 法)等
	4.技術動向	新技術、情報技術、品質保証、規格・仕様・基準(ISO、IEC)等
A	5.社会·産業経済動向	国内・海外動向(国際貿易動向、GATT/WTO、ODA など)、商務協定並びに技術に対するニーズ動向、内外の産業経済動向、労働市場動向等
一般共通課題	8.マネジメント手法	工程管理、コスト管理、資源管理、維持管理、品質管理、プロジェクト管理、MOT、リスク管理、知財管理、 セキュリティ管理等
	9.契約	役務契約、国際的な契約形態等
	10.国際交流	英語によるプレゼンテーション・コミュニケーション、海外(学会・専門誌)への論文・技術文書の発表・掲載、国際社会の理解、各国の文化及び歴史等
	11.その他	教養(科学技術史など)、一般社会との関わり等、及び上記 $1\sim5$ 、 $8\sim10$ に含まれないもの
	1.専門分野の最新技術	専門とする技術、その周辺技術等の最新の技術動向
	2.科学技術動向	専門分野、科学技術政策、海外の科学技術動向等
B 技術課題	3.関係法令	業務に関連ある法令(特に改定時点)
1×101 DVVC	4.事故事例	同様な事故を再び繰り返さないための事例研究(ケーススタディ)及び事故解析等
	5.その他	上記 1 ~ 4 に含まれない技術関連事項等

^{*}A一般共通課題の6及び7は、項目を統合したので欠番です。

■ CPDの実施形態と時間重み係数(CPDWF)及びCPD時間の関係

		引生()/ (OI L	/ V V I // X \	J 01 D		V) I/I	
実施形態	内	容	登録 コード	CPDWF 時間重み係数	CPD時間 (計算方法)	CPD時間 (上限/件)	CPD時間 (上限/年度)	
	日本技術士会、大学、関係学協 を含む)、民間団体及び企業が2		100	1	1×H H:受講時間	_	_	
1.講習会、研修会、講演 会、シンポジウム、見学 会等への参加(受講)	注1)CPDの内容として①演題、②講師名(所属)、③要旨、④所見等を記述する(WEB登録の場合、256文字以内) 注2)遠隔地で開催されている講演会を、Webを利用して同時中継の環境で視聴した場合は、形態「1」で計上できる 注3)地域本部等開催する講演会等において、日本技術士会が認定するeラーニングの録画等を利用した場合は、形態「1」で計上できる(日本技術士会が認定するeラーニングの自宅、海外渡航先等での視聴は形態「6-5」(登録コード651)で計上) 注4)企業内で研修プログラムに基づき開催する技術研修会への参加は形態「3:企業内研修」で計上する 注5)異業種交流会、プライベートな勉強会、展示会等への参加は、形態「6-5」で計上する 注6)講演会等においては、昼食時間等の休憩時間はCPDとして計上しない(主催者が指定するCPD時間若しくは実時間のみ計上する) 注7)総会、懇親会への参加は計上しない(総会等で講演含まれる場合のみ講演時間を計上する) 注8)資格取得のための受講等は計上せず、取得時に形態「6-1」で計上する(資格更新のための受講は形態「1」で計上できる) 注9)2日以上連続して受講した場合は、1日ごとに分けて計上する 注10)表-1の一般共通課題または技術課題になじまない講演会、見学会参加等は計上できない							
	(1)日本技術士会、学協会、民間 発表会等での口頭発表	間団体等が開催する技術	210	5	5×H H:発表時間	_	_	
	(2)日本技術士会、学協会民間は体質が発行する。	学術雑誌への査読付 技術論文	221	2	2×H H:作成時間	30時間/件	-	
	誌、技術誌等への論文、報告 文の掲載	上記以外	222	1	1×H H:作成時間	10時間/件	-	
2.論文·報告文などの口 頭発表·掲載·査読	(3)日本技術士会、学協会、民 誌、技術誌等の論文、報告文の	間団体等が発行する学術 査読等	231	1	1ページ ×0.25H	5時間/件	_	
	注1)口頭発表時間は実時間×5で計上し、他の聴講時間は形態「1」で計上する 注2)論文等は題名、ページ数、内容(キーワード等でわかりやすく)を記述する 注3)連名・共著の場合は本人が係わった実時間を計上する 注4)口頭発表のための予稿集、パワーポイント等の説明資料の作成は計上しない 注5)同一内容について別の場で発表した場合は、一回のみ計上、2回目から計上しない 注6)論文作成したものを口頭発表する場合は、(1)、(2)をそれぞれ別々に計上する 注7)展示会・ポスターセッションの説明は、形態「6-5」で計上する 注8)企業、民間団体等が発行する技術誌は、広く発行されているものに限る							
	研修プログラムが明示されてま され成果が明確なもの	らり、それに基づいて実施	300	1	1×H H:受講時間	_	30時間/年度	
3.企業内研修(受講)	注1)CPDの内容は①研修プログラム名、②演題、③講師名(所属)、④要旨、⑤所見等を記述する(WEB登録の場合、256文字以内) 注2)業務に密接に関連する社内会議等は計上しない 注3)資格取得のための企業内研修等は計上せず、資格取得時に形態「6-1」で計上する 注4)企業における語学研修は計上できる							
	(1)日本技術士会、大学、学協会、民間団体、企業等の開催する研修会、講習会、技術説明会、シンポジウム、パネルディスカッションの講師等	の講師	411	3	3×H H:講演時間	_	25時間/年度	
		小·中·高での理科教育の講師及び企業での研修会等の講師	412	1	1×H H:講演時間	-	15時間/年度	
4.研修会·講習会などの 講師·修習技術者指導	(2)修習技術者等に対する具体 ドブックに示す「基本修習課題: 力、行動原則」に該当するもの(専門技術力、業務遂行能	420	1] ×H H:指導時間	_	15時間/年度	
	注1)コンサルタント業務、ISO審査、内部監査は計上しない 注2)職責上実施した業務の他、部下の指導、社内管理業務に関する教育訓練は計上しない 注3)技術士等の資格受験指導は計上しない 注4)同じ教材で行う研修会・講習会は、一回/年度のみ計上する 注5)大学における非常勤講師は計上できる 注6)同好会活動の講師は計上しない 注7)講演のための準備(パワーポイント等資料作成、打ち合わせ等)は計上しない							

	実施形態	内	容	登録 コード	CPDWF 時間重み係数	CPD時間 (計算方法)	CPD時間 (上限/件)	CPD時間 (上限/年度)
	5.業務の技術的な 評価	(1)業務上で技術的成果を あげ、グループ及び個人(本 人)が受けた表彰(注1、2、 3、4)	公的な組織からのもの	511	1	1×H H:該当時間	20時間/件	_
			企業の代表者からのもの	512	1	1×H H:該当時間	10時間/件	_
		(2)特許出願(発明者に限る) (注5、6)	基本特許	521	1	1×H H:該当時間	40時間/件	_
			周辺特許	522	1	1×H H:該当時間	15時間/件	_
		注1)表彰の名称、発行者、業務名、受賞者名、受賞業務内容等について記述する 注2)公的な組織(国、地方公共団体、学協会等)から、グループ名で表彰を受けた場合は、そのグループの責任者(長)の場合20時間/件を、 担当者・照査の場合10時間/件を上限として計上する。 注3)企業の代表者からの表彰は、責任者10時間/件、担当者等は5時間/件を上限とする 注4)同一業務における表彰は20時間を限度とする。表彰は証明するものが必要 注5)特許の共同出願の場合は人数を記入し、上記CPD時間を限度に本人の貢献度に応じて案分して計上する 注6)基本特許の場合、それがわかる説明を記述する						
	6.その他	技術士の資質向上に役立つも	のに限る					
		政府機関等の認定あるいは承	認する技術資格の取得	610	1	1×H H:該当時間	10時間/資格	20時間/年度
	6-1公的な技術資格の 取得	注1)技術士第二次試験と同等の難易度の資格を除き5時間/資格を計上する 注2)資格の更新は計上せず、更新のための講習会は形態「1」で計上する 注3)技術資格でないがCPDに資する資格(英検等)の取得は、形態「6-5」で計上する 注4)学位取得は政府機関の認定する技術資格と同等なものとして計上する						
	6-2 公的な機関での委 員会活動	国・地方公共団体、日本技術士 委員会の委員(年間を通した活		620	1] ×H H:会議時間 /年度	10時間/会	_
		注1)委員会の名称、目的、自身の役割を明記する 注2)同一委員会内の小委員会、WG等はまとめて計上する 注3)通年の活動として年度毎にまとめて上限時間内で計上する 注4)公的な機関における技術業務の審査委員も計上できる						
	6-3 大学、研究機関における研究開発・技術業務への参加、国際機関などへの協力	大学、研究機関等における研究 の参加、国際機関、国際協力機 技術協力への参加		630	1	1×H H:参画時間 <i>/</i> 年度	20時間/件	_
		注1)業務上のJICA技術協力等は計上しない(業務委託契約及び雇用契約での業務以外で、有識者(委員等)としての参加に限って計上できる) 注2)日常業務は計上できない。海外の現地技術者に対する指導・教育等で、それが日常業務でない場合は指導等の対象者、指導の目的、テーマ、成果等を記述する 注3)JABEEおよびAPECエンジニアの審査は、大学教育および国際協力への貢献として、10時間/年度を上限として計上できる						
	6-4 技術図書の執筆	成果が明確なもの	技術図書執筆(学協会 が出版·監修した図書)	641]	1×H H:執筆時間	15時間/件	_
			翻訳を含む技術図書 執筆(前記以外の図書)	642	1	1×H H:執筆時間	10時間/件	_
		注1)技術図書の執筆は、技術的内容を明確に記述する(業務で作成した技術図書は含まない) 注2)出版社名、図書名、執筆タイトル、ページ数の他、執筆内容をキーワードで記入する 注3)資格受験指導に関する図書は計上しない						
	6-5 自己学習他	(1)日本技術士会が認定するe	ラーニング	651	1	1×H H:履修時間	_	10時間/年度
		(2)技術士のCPDに値すると判断されるもの ①自己研究(テーマ、内容)、②学協会誌の購読 ③放送大学等のTV視聴、 ④日本技術士会が認定していないeラーニング ⑤大学、大学院、職業訓練の受講 ⑥技術を通じたNPOやボランティア活動 ⑦環境教育活動、③展示会への参加 ⑤博物館の見学、⑩個人の語学学習 ⑪異業種交流会・ブライベートな勉強会 ⑫公的な審議会の傍聴 ⑬技術資格ではないその他の資格の取得(英検等、 1資格5時間を上限)など		652	0.5	0.5×H H:履修時間	-	10時間/年度
		注1)日本技術士会が認定する 興機構の「研究人材のため 注2)日本技術士会が認定する を100文字以上256文字	bのe-learning」である eラーニングを履修した場合					

≪登録にあたっての注意事項≫

- 注1) 登録は、CPD行事参加票等の証拠となるエビデンスに基づき登録すること(エビデンスの保管期間:5年間)
- 注2) CPDの内容が第三者に理解されるものに絞り込むこと
- 注3) 業務は計上せず、業務と区別が明確でないものも計上しない
- 注4) CPDが特定の課題項目や実施形態に偏らないように計上する
- 注5) 実施形態及び内容は、各実施形態の注意事項を厳守すること
- 注6) 証明書の発行は、Web登録されたCPD記録(ログシート)画面の「表示」となっているものが対象である
- 注7) 年度若しくは件あたりの上限時間を超えて入力する場合はWEB登録の「表示」画面で選択欄を「非表示」とする (上限時間を超えている場合は、審査時に超過時間分を差し引く)
- 注8) CPD時間の登録方法

【例えばCPD時間が1時間30分の場合】《WEB登録》1時間30分《文書登録》1.5時間

- 注9) CPD時間(時間)は、昼食等の休憩時間を除いて実質の時間を登録すること
- 注10)年度とは、4月1日より翌年の3月31日の1年間とする